

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の
期日前投票所における2枚交付について

本日、緑区役所での期日前投票所において、1人の選挙人に対し、誤って衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙を2枚交付し、投票させてしまいました。

投票の公平性を損なう2枚交付を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

1 経緯等

令和3年10月27日（水）10時30頃

選挙人は、緑区役所期日前投票所に1人で来場し、本人と家族の「投票のご案内」を受付係に提示し、自分と家族の代理投票ができるか申し出ました。受付係の従事者は、本人だけでなく家族の代理投票もできると回答し、本人と家族2名の「投票のご案内」に照合印を押印・返却し、投票用紙交付係を案内しました。

選挙人が、小選挙区の投票用紙交付係にも、本人と家族の「投票のご案内」を提示し、同様に申し出て投票用紙を2枚受け取り、投票箱に投函しました。選挙人は、比例代表の投票用紙交付係でも投票用紙を2枚受け取りましたが、国民審査の投票用紙交付係担当者が、選挙人が同じ投票用紙を2枚持っていることに気が付き、交付ミスが発覚しました。

その後、選挙人に家族の投票用紙を誤って交付してしまったことをご説明し、家族の比例代表の投票用紙を回収しました。

2 原因

受付係及び投票用紙交付係に従事する民間従事者が、公職選挙法上の「代理投票」を選挙人が家族に代わって投票できる制度と誤認して、投票用紙を2枚交付してしまいました。

3 再発防止に向けた取り組み

- (1) 区内期日前投票所2か所に、選挙人1人につき1票であることを、再度徹底を図りました。
- (2) 代理投票制度について、再度徹底を図りました。
- (3) 選挙当日における投票所の事務主任・庶務主任にも、同様に周知しました。
- (4) 市選挙管理委員会を通じ、各区選挙管理委員会に周知しました。

4 投票の取扱

投票用紙は投票箱に投函済みであり、投票箱は開票まで開けることはできず、どの投票用紙が2枚交付されて投票されたものか判別できないため、有効として取り扱われることになります。

【緑区選挙管理委員会 かわむら 河村 よしひで 義秀書記長のコメント】

このたびは、投票の公平性を損なう事故を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて事務管理の徹底に努めてまいります。

お問合せ先

緑区選挙管理委員会書記次長（緑区総務課長） 齋藤 龍也 Tel 045-930-2204